

2020年5月22日

取引先各位

シシド静電気株式会社

代表取締役 竹内 隆一

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」解除後の体制について

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社では、政府より全国に発令された「緊急事態宣言」により、時差出勤に加え、在宅勤務やサテライト勤務等を対象地域に勤務する社員、その家族の安全確保の観点から導入しておりました。関東1都3県および北海道以外は解除の運びとなりましたが当社では引き続き下記の期間、時短勤務・時差出勤を主体に延長することとしました。

営業活動および製造業務は継続しておりますが、通常とは運営体制が異なるため各取引先様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

対象期間 : 2020年6月12日(金)まで延長

※ 今後の国の方針や事態の状況によっては、期間を変更する可能性がございます。

以 上